

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 新産ヶ沢橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書 設計(2)設計の内容、および設計関係図書 06_3 設計図において、八反田川橋（上り線、下り線）の構造種別が「鋼単純合成鈹桁」と表記されていますが、貸与資料「完成図」および貸与資料「東北自動車道 江合川橋床版取替設計 計画概要書」からは、八反田川橋は「鋼単純非合成鈹桁橋」であると見受けられます。</p> <p>八反田川橋（上り線、下り線）の構造種別は、「鋼単純合成鈹桁」あるいは「鋼単純非合成鈹桁」のどちらであるかご教示をお願いします。</p>	<p>現在確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。</p>
2	<p>「有筋コンクリート塊（撤去床版）については処理場に荷卸し用のクレーンを配置すること」と記載がありますが、撤去床版は直接処分場に運搬し、処分場で荷降ろしを行うと考えてよろしいでしょうか。その際、何t吊クレーンを想定されていますでしょうか。また、既設床版撤去工の単価に含まれる、荷卸し・処分には小割り等の作業は含まれないと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>撤去床版の処分場への運搬、クレーンの規格、小割等については貴社の施工計画に基づきお考え下さい。また上記に要する費用については該当する単価に含まれます。</p>
3	<p>金抜き設計書には、合成床版部の床版撤去で桁上コンクリートの構造物取壊し項目がなく、特記仕様書にもどの単価項目に含まれるかの記載がありませんが、既設床版撤去工に含まれるのでしょうか。それとも他の単価項目に含まれるのでしょうかご提示ください。</p> <p>また、桁上コンクリートの取壊し数量について、撤去方法と数量を提示ください。</p>	<p>桁上コンクリートの構造物取壊しについては、既設床版撤去工に含まれますので貴社の施工計画に基づきお考え下さい。</p>

4	<p>規制材保守を行う交通監視員の休憩時間帯における交代要員の有無の列項目の『※21:00～翌6:00は交通監視員の配置は不要とする。』との記述について、表記の時間内は、交代要員の配置が不要と考えてよろしいのでしょうか。それとも、規制に伴う交通監視員も不要と考えるのでしょうか。</p>	<p>標記の時間内については、規制に伴う交通監視員及び交代要員の配置は不要です。</p>
5	<p>特記仕様書の車線規制(昼夜間連続)に規制最終日が翌9:00(8:00)と18:00(17:00)とありますが、金抜設計書の番号48～52は特記仕様書のどちらに対応するかご教授ください。</p>	<p>金抜設計書の番号48、49、52、は規制最終日が18:00(17:00)、50、51は規制最終日が翌9:00(8:00)となります。</p>
6	<p>八反田川橋 設計条件について 大森川橋は、大森川橋（合成桁橋）図面(9/63) PC版構造図より、合成桁の特徴であるジベル孔の間隔が密になっていることが確認できます。一方、八反田川橋図面(9/31) PC版構造図では、ジベル孔の設置間隔が密になっておらず、非合成桁程度の間隔となっております。八反田川橋は、非合成構造と思われるのですが、合成桁橋と考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>現在確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。</p>
7	<p>交通規制に関して ステップ図 1/12 施工ステップ①に対応する規制図は7/14だと思われそうですが、福島西ICの出入口の規制材の配置が分かる規制図を開示願います。</p>	<p>ステップ図 1/12 施工ステップ①に対応する規制図は7/14に該当します。ただし、福島西ICの出入口の規制については、現在関係機関と協議中のため、特記仕様書25. 補足事項に記載の通り契約後に変更となる場合があります。</p>
8	<p>割掛対象内訳書 工事用機械分解組立費Dに関して 上下線ともに1回と記載されておりますが、A1側からA2側もしくはA2側からA1側に移動する際の分解組立輸送は計上されておりますか。</p>	<p>現在確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。</p>
9	<p>大森川にはスタッドジベル鋼材種別の記載(大森川橋(上り線)A2側場所打ち床版構造図)がありますが、他橋梁においては特段の記載が見受けられません。SS400相当品と考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>大森川橋については設計図に記載の鋼材種別となります。記載のない橋梁については構造物施工管理要領 III保全編 4床版 4-1-3材料(3)に記載のとおりです。</p>

1 0	八反田川（上下）が公告資料では合成桁構造との記載がありますが、参考資料（コンサル成果品）では非合成桁との記載があります。撤去方法に相違がでますが、公告資料を正としてよろしいでしょうか。	現在確認中ですので、確認でき次第お知らせいたします。
1 1	コンクリート構造物取壊し工（タイプ A）は橋台・地覆のブレーカによる取り壊しとありますが、存置構造物との界面は存在しますでしょうか。その場合残存構造物の保全を考慮し WJ はつり等は不要でしょうか。	存置構造物との界面は存在し、コンクリートブレーカーによるはつりを想定してます。ただし WJ によるはつり作業等を別途指示する場合があります。
1 2	単価表の摘要欄に見積対象と記載がある単価項目を除く金額は、割掛け金額を加算した金額と考えてよろしいでしょうか。また、合計額に率分を乗じた率計上工事費は、共通仮設費、現場管理費、一般管理费率計算上の対象額と考えてよろしいでしょうか。	見積対象と記載がある単価項目を除く金額は、割掛け金額を加算した金額となります。また、率計上工事に関する事項は、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の率計算の対象となります。
1 3	PC 床版の製作費等、技術提案を履行するために必要な単価項目として高度技術提案費用に計上した場合、共通仮設费率計算上の控除額として考えるのか、もしくは、高度技術提案費一式の一部として対象額として考えるのか、ご教授ください。 また、割掛け項目となる運搬費、仮設費を、技術提案を履行するために必要な高度技術提案費用とした場合、提案費用とした項目は高度技術提案額とし、各単価項目に割掛けを行わず割掛け費用から外すのか、もしくは、提案費用は割掛け金額として各単価項目に割掛けを行うのか、ご教授ください。	PC 床版の製作費等、技術提案を履行するために必要な単価項目として高度技術提案費用に計上した場合でも、共通仮設費については土木工事積算基準 1 - 3 共通仮設費のとおりです。 また、割掛け項目となる運搬費、仮設費を技術提案を履行するために必要な高度技術提案に係る費用とした場合、提案費用は割掛け金額として各単価項目に割掛けを行い、その単価項目は高度技術提案に係る費用に計上してください。